

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 ほのか

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、介護保険法に基づき、医療法人徳洲会 介護老人保健施設 ほのか（以下「ほのか」という）が実施する通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスの適正かつ円滑な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 「ほのか」は、要支援・要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 「ほのか」では、通所リハビリテーションの提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法・作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、要介護者の心身・機能の維持回復を図る。

2 介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 「ほのか」では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

4 「ほのか」は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 「ほのか」では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供事業者、及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 「ほのか」では、感染症対策・介護事故対策・身体拘束ゼロ運動・褥瘡防止などを目的とした各委員会を設置し、サービスの質の向上に努める。

8 「ほのか」は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適宜かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 「ほのか」の名称及び所在地等は次の通りとする。

- (1) 施設名 医療法人徳洲会 介護老人保健施設 ほのか
- (2) 開設年月日 平成30年2月1日
- (3) 所在地 山形県東田川郡三川町大字押切新田字深田1番地
- (4) 電話番号 0235-68-0020 FAX番号 0235-68-2208
- (5) 管理者名 池淵 透

(6) 介護保険指定番号 (0 6 5 3 0 8 0 0 5 1)

(職員の体制)

第5条 「ほのか」の通所リハビリテーション職員の体制は、次の通りとし、員数は厚生大臣が定める基準とする。

- 1 管理者 (医師) 常勤兼務
- 2 介護職員 4. 0名以上
- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

その他の職員は、必要に応じて配置するものとする。() 内名は他職種と兼務

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める職員の職務内容は次の通りとする。

- 1 「ほのか」の管理者は、医師をもって充て、「ほのか」の管理運営に関する業務を統括する。
- 2 医師は、利用者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理責任を持つこととする。
- 3 看護・介護職員は、明るく家庭的な雰囲気の中で入所者の病状、心身の状態に応じ、看護及び介護を適切に行い充実した日常生活の援助に努める。
- 4 支援相談員は、利用者及び家族の処遇上の相談、レクリエーション等の計画・指導、地域・市町村との連携、ボランティアの指導に従事する。
- 5 理学療法士又は作業療法士は、多職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに利用者の心身の諸機能の改善、又は維持を図るため計画的な機能回復訓練に従事する。
- 6 栄養士は、利用者の栄養面に配慮すると共にその心身の状態、病状及び嗜好に配慮した献立をつくり提供する。また、食事相談・栄養相談・指導により居宅における生活の継続に努める。
- 7 事務職員は、「ほのか」の運営にあたって、庶務、経理、施設管理及びフロント業務に従事する。

(利用者の定員)

第7条 「ほのか」の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの定員は、40名とする。

(営業日及び営業時間)

第8条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、12月31日～1月3日の4日間を休みとする。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分
- (3) 通所リハビリテーション提供時間 午前9時00分から午後3時30分
時間延長サービスとして午前8時00分から午前9時00分と午後3時30分から午後5時00分が可能。

(利用者の基準)

第9条 利用者の決定は、医師・看護職員・介護職員・支援相談員・理学療法士若しくは作業療法士等関係職員の参加による通所利用検討会議で行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 三川町・鶴岡市(櫛引地区、朝日地区、羽黒地区、温海地区、鼠ヶ関地区を除く)

酒田市(八幡地区、松山地区、平田地区、酒田市飛島を除く)・庄内町

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用の手続き)

第11条 「ほのか」通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用しようとする者は、管理者に対し下記に定める書類により所定の手続きを行うものとする。

- (ア) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用契約書
- (イ) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション重要事項説明同意書

(ウ) その他「ほのか」が必要とする書類

(通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーション内容)

第12条 「ほのか」通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

は、居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

- 2 通所リハビリテーション従業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- 4 「ほのか」が実施する具体的なサービスのうち、主な内容は次の通りとする。
 - ① 機能訓練 ② 入浴 ③ 食事の提供 ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎 ⑥ リハビリテーションマネジメント(介護給付)
 - ⑦ 短期集中リハビリテーション(介護給付) ⑧ 運動機能向上(介護予防)
 - ⑨ 栄養マネジメント(介護給付) ⑩ 栄養改善(介護予防)
 - ⑪ 口腔機能向上(介護給付)(介護予防) ⑫ 延長サービス(介護給付)

(利用者負担の額)

第13条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 利用給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) その他の料金として、利用者が選定する、食材費・おむつ等は、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 留意事項は以下の通りとする。

- ・ 飲酒、喫煙、は原則として禁止する。
- ・ 火気の取り扱い、は、禁止する。
- ・ 包丁、ナイフ等危険物の持ち込みは、禁止する。
- ・ 設備、備品は、丁寧に利用することとする。
- ・ 所持品の持ち込みは、事前に申し出ることとする。
- ・ 金銭、貴重品の管理は、原則として行わないこととする。
- ・ 宗教活動、ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ 金銭の貸し借りは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 通所リハビリテーション利用中の通院は、原則として禁止する。

(事故発生の防止及び発生時に関する事項)

第15条 「ほのか」は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止する体制を整備する。またサービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。

- (2) 事故を防止するための委員会の設置及び研修会の実施
- (3) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害対策)

第16条 管理者は、利用者が寝たきり等自力避難の困難な状態であることに特に配慮し利用者の安全を確保するため、各種災害に臨機に対応できる十分な防災対策を講ずるものとする。防災管理者を定め、防災計画、設備の保守点検、消火訓練、通報避難訓練（年2回以上）、利用者を含めた総合訓練（年1回以上）等を実施、非常災害用設備の使用方法的周知徹底をすること。

等を実施すること。

(2) 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(守秘義務と個人情報の保護)

第17条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、損害賠償を求めるものとする。

(苦情処理)

第18条 「ほのか」は、施設サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(2) 提供した施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言し従い必要な改善を行うものとする。

(衛生管理)

第17条 入所者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な処置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(2) 「ほのか」における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(4) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を定期的実施する。

(5) 「厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(6) 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(職員の服務規律)

第18条 職員は介護保険関係法令及び諸規則・個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては協力して施設の秩序を維持する。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村及び関係機関に通報するものとする。

(褥瘡対策に関する事項)

第20条 「ほのか」は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定)

第24条 「ほのか」は感染症や非常災害発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 「ほのか」は、施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(3) 「ほのか」は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 当事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 当事業所は、通所リハビリテーションに関する記録を整備し、通所リハビリテーションのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 適切な介護保険施設サービス提供を確保する観点から、施設内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって相当の範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人徳洲会の理事会において定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成30年2月1日より施行する。

平成30年12月17日 一部改正

令和元年10月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正

令和6年6月18日 一部改正